

兵庫県特定疾患治療研究事業診療承諾書

※特定疾患治療研究事業の助成をうける治療に関しては、特定疾患医療受給者証に記載のある医療機関において行なってください。受診医療機関を追加登録する場合は、新たな医療機関を受診する理由（必要性）及び追加医療機関における治療内容等をそれぞれの医療機関において記載してください。

※今回追加する医療機関の主治医が記載してください。

患者氏名

生年月日 大・昭・平・令 年 月 日 男・女

患者住所

疾患名（*特定疾患治療研究事業に該当するもの）

上記の者について、兵庫県特定疾患治療研究事業の委託契約に基づき、下記医療機関からの紹介により、上記の特定疾患にかかる令和 年 月 日からの診療を承諾します。

貴医療機関における事項を**詳細かつ具体的に**記載してください。

上記疾患に対する症状

上記疾患に対する診療内容（検査項目、処方薬剤名称等）

令和 年 月 日 医療機関名 _____ 科

所在地

TEL

Email

医師名

※上記医療機関を紹介した医療機関の主治医が記載してください。

下記内容を記載している既存の紹介状を添付する場合は記載する必要ありません。

医療機関追加が必要である理由（貴医療機関のみにて上記特定疾患の治療を行わず、他医療機関において並行して治療を行なう必要性）

令和 年 月 日 医療機関名 _____ 科

所在地

TEL

Email

医師名

※裏面も必ず熟読のうえで記載してください。事務担当の方もお読みください。

診療承諾書の記載及び医療費請求に関する注意事項

※医療費の請求に関する注意も記載していますので、主治医の先生だけでなく、事務担当の方も熟読のうえ両面コピーを取り、保管してください。

【記載に関する注意】

1. 疾患名欄について
 - ①特定疾患治療研究事業において認定された疾患の正式名称のみ記載してください。
 - ②貴医療機関において並行して治療していたとしても、公費負担の対象とならない他疾患名を併記しないでください。
2. 症状及び治療方法欄について
 - ①当該疾患にかかる症状及び特異的治療のみ記載してください。
 - ②貴医療機関において並行して治療していても、公費負担の対象とならない他疾患の症状及び治療内容は記載しないでください。
 - ③“内服治療中”“手術予定”等のみ記載する医療機関がありますが、あくまで薬剤名、手術内容等、治療の詳細を記載してください。
3. その他
 - ①特定疾患医療受給者証に記載のある医療機関からの紹介により認定疾患にかかる治療を行なう場合のみ医療機関登録することができます。
 - ②受給者証の有効期間かつ、主治医の診療承諾日以降に限り、受給者証を使用できます。
 - ③医療機関からの紹介無く新たに登録する場合は、当診療承諾書は使用できず、臨床調査個人票（新規）の記載及び提出が必要です。その場合は、臨床調査個人票の「初診年月日」を、主治医の当事業にかかる診療承諾日としますのでご注意願います。
 - ④臨床調査個人票は、未記載部分の無いよう、全て記載してください。

【診療承諾にかかる注意】

1. 患者に対する医療のうち、特定疾患治療研究事業の公費負担の対象となる医療は、受給者証を交付した疾患に対する医療に限られています。
したがって、当該疾患特異的治療以外の治療に対して受給者証は一切使用できません。
レセプトは厳密に分けていただくようお願いします。
 2. 審査会において症状及び治療方法欄に記載された内容を確認した結果、当疾患の治療であると確認できない場合は、事前に受付窓口において、受給者証に医療機関を追記した場合でも、後日、患者本人及び医療機関に対して追加却下の通知を送付する場合があります。
 3. 一部の疾患を除き、受給者証の有効期間は原則として下記のとおりとなっており、患者自己負担額も期間の途中で変更される事がありますので、月に1回は必ず受給者証の内容を確認するようお願いします。有効期間切れに特に注意願います。
また、有効期間の始期以前の医療について、受給者証を使用しないよう注意願います。
 - ・ 特定疾患治療研究事業（有効期間終期…9月末日）※劇症肝炎、重症急性膵炎及び重症多形滲出性紅斑（急性期）を除く
 - ・ 県単独事業については、入院のみ対象
 4. 医療受給者証に記載している注意事項を必ず全てお読みください。
- ※公費負担の対象とならない診療及び有効期間外の診療について公費にて請求している場合は、その分の医療費について依頼返戻していただきます。
5. 当事業において認定され、受給者証が申請者のお手元に届くまでの間の診療のうち、有効期間内かつ事業の対象となるものについては、後日、健康福祉事務所等受付窓口で領収書等を出発することによって医療費の払い戻しを受けることができます。
当係にて書類を確認する際、不明な点がある場合は、申請者が提出した医療費の領収書の内容（医療点数、公費負担の対象となる範囲等）を電話にて問い合わせることがありますので、対応いただくようよろしくお願いします。